

○ 電波法施行規則及び無線従事者規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案 新旧対照表
 (下線部分が下段から中段に係る変更箇所、二重下線部分が中段から上段に係る変更箇所、二重波線下線が下段から中段に係る変更箇所と中段から上段に係る変更が重複する変更箇所。)

一部改正の一部改正案	一部改正 (平成二十四年総務省省令第五十六号)	現行												
<p>(権限の委任) 第五十一条の十五 (略) 2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。</p>	<p>(権限の委任) 第五十一条の十五 (略) 2 (同上)</p>	<p>(権限の委任) 第五十一条の十五 (略) 2 (同上)</p>												
<p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="252 558 1038 1480"> <tr> <td data-bbox="252 558 460 1285"> <p>六 無線従事者の免許に関する事項</p> </td> <td data-bbox="460 558 1038 1285"> <p>合格した法第四十一条第二項第一号の国家試験(その免許に係るものに限る。)の受験地(法附則第五項又は第六項の規定により無線従事者の免許を受けたものとみなされた者であつて、昭和三十年六月一日に免許の更新を受けたものの当該免許については、同日における本籍地。)、<u>修了した法第四十一条第二項第二号の養成課程の主たる実施の場所(その場所が外国の場合にあつては、当該養成課程を実施した者の主たる事務所の所在地。)</u>七の項において同じ。)、<u>同条第二項第三号の無線通信に関する科目を修めて卒業した同号の学校の所在地又は修了した従事者規則第三十三条に規定する認定講習課程の主たる実施の場所。ただし、申請者の住所とすることを妨げない。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1285 460 1480"> <p>七 法第四十一条第二項第二号の無線従事者の養成課程</p> </td> <td data-bbox="460 1285 1038 1480"> <p>その養成課程の主たる実施の場所</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	<p>六 無線従事者の免許に関する事項</p>	<p>合格した法第四十一条第二項第一号の国家試験(その免許に係るものに限る。)の受験地(法附則第五項又は第六項の規定により無線従事者の免許を受けたものとみなされた者であつて、昭和三十年六月一日に免許の更新を受けたものの当該免許については、同日における本籍地。)、<u>修了した法第四十一条第二項第二号の養成課程の主たる実施の場所(その場所が外国の場合にあつては、当該養成課程を実施した者の主たる事務所の所在地。)</u>七の項において同じ。)、<u>同条第二項第三号の無線通信に関する科目を修めて卒業した同号の学校の所在地又は修了した従事者規則第三十三条に規定する認定講習課程の主たる実施の場所。ただし、申請者の住所とすることを妨げない。</u></p>	<p>七 法第四十一条第二項第二号の無線従事者の養成課程</p>	<p>その養成課程の主たる実施の場所</p>	<p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1092 558 1878 1480"> <tr> <td data-bbox="1092 558 1299 1285"> <p>六 無線従事者の免許に関する事項</p> </td> <td data-bbox="1299 558 1878 1285"> <p>合格した国家試験(その免許に係るものに限る。)の受験地(法附則第五項又は第六項の規定により無線従事者の免許を受けたものとみなされた者であつて、昭和三十年六月一日に免許の更新を受けたものの当該免許については、同日における本籍地。)、<u>法第四十一条第二項第二号の無線従事者の養成課程を修了した者の住所、同項第三号の学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者の住所又は同項第四号の資格、業務経歴等により免許を受けようとする者の住所</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1092 1285 1299 1480"> <p>七 法第四十一条第二項第二号の無線従事者の養成課程</p> </td> <td data-bbox="1299 1285 1878 1480"> <p>その養成課程の主たる実施の場所(その場所が外国の場合にあつては、<u>当該養成課程を実施した者の主たる事務所の所在地</u>)</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	<p>六 無線従事者の免許に関する事項</p>	<p>合格した国家試験(その免許に係るものに限る。)の受験地(法附則第五項又は第六項の規定により無線従事者の免許を受けたものとみなされた者であつて、昭和三十年六月一日に免許の更新を受けたものの当該免許については、同日における本籍地。)、<u>法第四十一条第二項第二号の無線従事者の養成課程を修了した者の住所、同項第三号の学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者の住所又は同項第四号の資格、業務経歴等により免許を受けようとする者の住所</u></p>	<p>七 法第四十一条第二項第二号の無線従事者の養成課程</p>	<p>その養成課程の主たる実施の場所(その場所が外国の場合にあつては、<u>当該養成課程を実施した者の主たる事務所の所在地</u>)</p>	<p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1932 558 2718 1480"> <tr> <td data-bbox="1932 558 2139 1285"> <p>六 無線従事者の免許に関する事項</p> </td> <td data-bbox="2139 558 2718 1285"> <p>合格した国家試験(その免許に係るものに限る。)の受験地(法附則第五項又は第六項の規定により無線従事者の免許を受けたものとみなされた者であつて、昭和三十年六月一日に免許の更新を受けたものの当該免許については、同日における本籍地。)、<u>修了した法第四十一条第二項第二号の無線従事者の養成課程の主たる実施の場所(その場所が外国の場合にあつては、当該養成課程を実施した者の主たる事務所の所在地。次の項において同じ。)</u>、<u>法第四十一条第二項第三号の学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者の住所又は法第四十一条第二項第四号の資格、業務経歴等により免許を受けようとする者の住所</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1932 1285 2139 1480"> <p>七 法第四十一条第二項第二号の無線従事者の養成課程</p> </td> <td data-bbox="2139 1285 2718 1480"> <p>その養成課程の主たる実施の場所</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	<p>六 無線従事者の免許に関する事項</p>	<p>合格した国家試験(その免許に係るものに限る。)の受験地(法附則第五項又は第六項の規定により無線従事者の免許を受けたものとみなされた者であつて、昭和三十年六月一日に免許の更新を受けたものの当該免許については、同日における本籍地。)、<u>修了した法第四十一条第二項第二号の無線従事者の養成課程の主たる実施の場所(その場所が外国の場合にあつては、当該養成課程を実施した者の主たる事務所の所在地。次の項において同じ。)</u>、<u>法第四十一条第二項第三号の学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者の住所又は法第四十一条第二項第四号の資格、業務経歴等により免許を受けようとする者の住所</u></p>	<p>七 法第四十一条第二項第二号の無線従事者の養成課程</p>	<p>その養成課程の主たる実施の場所</p>
<p>六 無線従事者の免許に関する事項</p>	<p>合格した法第四十一条第二項第一号の国家試験(その免許に係るものに限る。)の受験地(法附則第五項又は第六項の規定により無線従事者の免許を受けたものとみなされた者であつて、昭和三十年六月一日に免許の更新を受けたものの当該免許については、同日における本籍地。)、<u>修了した法第四十一条第二項第二号の養成課程の主たる実施の場所(その場所が外国の場合にあつては、当該養成課程を実施した者の主たる事務所の所在地。)</u>七の項において同じ。)、<u>同条第二項第三号の無線通信に関する科目を修めて卒業した同号の学校の所在地又は修了した従事者規則第三十三条に規定する認定講習課程の主たる実施の場所。ただし、申請者の住所とすることを妨げない。</u></p>													
<p>七 法第四十一条第二項第二号の無線従事者の養成課程</p>	<p>その養成課程の主たる実施の場所</p>													
<p>六 無線従事者の免許に関する事項</p>	<p>合格した国家試験(その免許に係るものに限る。)の受験地(法附則第五項又は第六項の規定により無線従事者の免許を受けたものとみなされた者であつて、昭和三十年六月一日に免許の更新を受けたものの当該免許については、同日における本籍地。)、<u>法第四十一条第二項第二号の無線従事者の養成課程を修了した者の住所、同項第三号の学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者の住所又は同項第四号の資格、業務経歴等により免許を受けようとする者の住所</u></p>													
<p>七 法第四十一条第二項第二号の無線従事者の養成課程</p>	<p>その養成課程の主たる実施の場所(その場所が外国の場合にあつては、<u>当該養成課程を実施した者の主たる事務所の所在地</u>)</p>													
<p>六 無線従事者の免許に関する事項</p>	<p>合格した国家試験(その免許に係るものに限る。)の受験地(法附則第五項又は第六項の規定により無線従事者の免許を受けたものとみなされた者であつて、昭和三十年六月一日に免許の更新を受けたものの当該免許については、同日における本籍地。)、<u>修了した法第四十一条第二項第二号の無線従事者の養成課程の主たる実施の場所(その場所が外国の場合にあつては、当該養成課程を実施した者の主たる事務所の所在地。次の項において同じ。)</u>、<u>法第四十一条第二項第三号の学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者の住所又は法第四十一条第二項第四号の資格、業務経歴等により免許を受けようとする者の住所</u></p>													
<p>七 法第四十一条第二項第二号の無線従事者の養成課程</p>	<p>その養成課程の主たる実施の場所</p>													